

五所川原市と第一生命保険株式会社との高齢者支援に関する協定書

五所川原市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による高齢者等見守り事業活動を推進し、乙の事業活動を通じ異変のある高齢者等や何らかの支援を必要としている高齢者等（以下「支援対象者」という。）を早期に発見し、必要な支援を行うなど、誰もが安心して暮らしやすい地域環境づくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力して取り組むものとする。

- （1） 高齢者等の見守りに関する取組
- （2） 支援対象者の早期発見・情報提供に関する取組
- （3） 支援対象者に対する早期支援に関する取組
- （4） 見守り活動を円滑に行う環境づくりに関する取組
- （5） 訪問先や途上において、次に掲げる異変等を発見したときは、その状況等を総合的に判断したうえで必要と思われる場合には、甲が指定する部署へ連絡を行う。
 - ① 呼びかけに応じない、座り込んだまま、徘徊している等の支援対象者を発見した場合。
 - ② 郵便物や新聞がポストにたまっている、室内電灯が点いている又は点いていない状態が続いている等の異変を発見した場合。
 - ③ 訪問先やその家族等から支援対象者の情報を得た場合。

2 甲は、乙から連絡を受けた場合は、支援対象者に対して、必要な支援や対応を行う。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき乙の業務として行い得る範囲で、別途取り決める。

4 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

5 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社を実施させることができる。

6 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合において、甲及び乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月27日

甲 五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市

市長 佐々木 孝昌



乙 青森市中央一丁目22番8号

第一生命保険株式会社 青森支社

支社長

加藤 秀俊

